ル 伯廿二〇九
ヲ 賽十三〇六 耳一〇十五
ワ 可十〇廿四 提前六〇十七
カ 詩六十二〇十、箴十一〇廿八
ヨ 申四〇十九、十一〇十六、十七〇三
タ 伯卅一〇十一
レ 箴十七〇五
ソ 太五〇四十四 羅十二〇十四
ツ 創十九〇二、三 士十九〇廿、廿一 羅十二〇十三 來十三〇二 彼前四〇九
ネ 創三〇八、十二 箴廿八〇十三 何六〇七
ナ 出廿三〇二
ラ 伯卅三〇六
ム 伯十三〇廿二
ウ 雅五〇四
井 王上廿一〇十
ノ 創三〇十八
イ 伯卅三〇九
ロ 創廿二〇廿一

助くる者の門にをるを見て我みなしごに向ひて手を上し事あるか 二二 然ありしならば肩おち骨とはなれてわが腕折よ 二三 神より出る災禍は我これを懼る、その威光の前には我能力なし 二四 我もし金をわが望となし、精金にむかひて汝わが所賴なりと言しこと有か 二五 我もしわが富の大なるとわが手に物を多く獲たるとを喜びしことあるか 二六 われ日の輝くを見または月の輝わたりて歩むを見し時 二七 心竊にまよひて手を口に接しことあるか 二八 是もまた裁判人に罪せらるべき惡事なり、我もし斯なせし事あらば上なる神に背しなり 二九 我もし我を惡む者の滅亡るを喜こび、又は其災禍に罹るによりて自ら誇りし事あるか 三十 （我は之が生命を呪ひ索めて我口に罪を犯さしめし如き事あらず） 三一 わが天幕の人は言ずや彼の肉に飽ざる者いづこにか在んと 三二 旅人は外に宿らず、わが門を我は街衢にむけて啓けり 三三 我もしアダムのごとくわが罪を蔽ひ、わが惡事を胸に隱せしことあるか 三四 すなはち大衆を懼れ、宗族の輕蔑に怖ぢて口を閉ぢ門を出ざりしごとき事あるか 三五 嗚呼われの言ところを聽わくる者あらまほし（我が花押ここに在り、願くは全能者われに答へたまへ）、我を訴ふる者みづから訴訟狀を書け 三六 われ必らず之を肩に負ひ、冠冕のごとくこれを首に結ばん 三七 我わが步履の數を彼に述ん、君王たる者のごとくして彼に近づかん 三八 わが田圃號呼りて我を攻め、その阡陌ことごとく泣さけぶあるか 三九 若われ金を出さずしてその產物を食ひ、またはその所有主をして生命を失はしめし事あらば 四十 小麥の代に蒺藜生いで、大麥のかはりに雜草おひ出るとも善し、ヨブの詞をはりぬ

第三十二章

一 ヨブみづから見て己を正義とするに因て此三人の者之に答ふることを止む 二 時にラムの族ブジ人バラケルの子エリフ怒を發せり、ヨブ神よりも己を正しとするに因て彼ヨブにむかひて怒を發せり 三 またヨブの三人の友答ふるに詞なくして猶ヨブを罪ありとせしによりて彼らにむかひても怒を發せり 四 エリフはヨブに言ふことをひかへて俟をりぬ、是は自己よりも彼等年老たればなり 五 茲にエリフこの三人の口に答ふる詞の有ざるを見て怒を發せり 六 ブジ人バラケルの子エリフすなはち答へて曰く、我は年少く汝等は年老たり是をもて我はゞかりて我意見をなんぢらに陳ることを敢てせざりき 七 われ意へらく日を重ねたる者宜しく言を出すべし、年を積たる者宜しく智慧を敎ふべしと 八 但し人の衷には靈あり、全能者の氣息人に聰明を與ふ、 九 大なる人すべて智慧あるに非ず、老たる者すべて道理に明白なるに非ず、 十 然ば我言ふ、我に聽け、我もわが意見を陳ん 十一 視よ我は汝らの言語を俟ち、なんぢらの辨論を聽きなんぢらが言ふべき言語を尋ね盡すを待り 十二 われ細になんぢらに聽しが汝らの中にヨブを駁折る者一人も無く、また彼の言詞に答ふる者も無し 十三 おそらくは汝等いはん、我ら智慧を見得たり、彼に勝つ者は唯神のみ、人は能はずと 十四 彼はその言語を我に向て發さゞりき、我はまた汝らの言ふ所をもて彼に答へじ 十五 かれらは愕ろきて復答ふる所なく、言語かれらの衷に浮ばず 十六 彼等ものいはず立とゞまりて重ねて答へざればとて我なほ俟をるべけんや 十七 我も自らわが分を答へわが意見を吐露さん 十八 われは言滿ち、わが衷の心せまりて迫る 十九 わが腹は口を啓かざる酒のごとし、新しき皮囊のごとく今にも裂んとす 二十 われ說いだして胸を安んぜんとす、われ口を啓きて答へん 二一 かならず我は人に偏らず、人に諂はじ 二二 我は諂らふことを知ず、もし諂らはゞ我の造化主たゞちに我を絶ちたまふべし

ハ 伯十五〇十
ニ 王上三〇十二、四〇廿九 伯卅五〇十一、卅八〇卅六 傳二〇廿六 但一〇十七、二〇廿一 太十一〇廿五 雅一〇五
ホ 哥前一〇廿六
ヘ 耶九〇廿三 哥前一〇廿九
ト 利十九〇十五 申一〇十七、十六〇十九 箴廿四〇廿三 太廿二〇十六
イ 創二〇七

第三十三章

一 然ばヨブよ請ふ我が言ふ事を聽け、わが一切の言詞に耳を傾むけよ 二 視よ我口を啓き、舌を口の中に動かす 三 わが言ふ所は正義き心より出づ、わが唇はあきらかにその知識を陳ん 四 神の靈われ

を造り、全能者の氣息われを活しむ　五 汝もし能せば我に答へよ、わが前に言をいひつらねて立て　六 [ロ]われも汝とおなじく神の者なり、我もまた土より取てつくられしなり　七 [ハ]わが威嚴はなんぢを懼れしめず、わが勢はなんぢを壓せず　八 汝わが聽くところにて言談り、我なんぢの言語の聲を聞り云く　九 [ニ]われは潔淨くして愆なし、我は辜なく惡き事わが身にあらず　十 視よ彼われを攻る釁隙を尋ね、[ホ]われをおのれの敵と算へ　十一 [ヘ]わが脚を桎に夾め、わが一切の擧動に目を着たまふと　十二 視よ我なんぢに答へん、なんぢ此事において正義からず、神は人よりも大なる者にいませり　十三 彼その凡て行なふところの理由を示したまはずとて[ト]汝かれにむかひて辯爭ふは何ぞや　十四 [チ]まことに神は一度二度と告示したまふなれど人これを曉らざるなり　十五 [リ]人熟睡する時または床に睡る時に夢あるひは夜の間の異象の中にて　十六 かれ[ヌ]人の耳をひらき、その敎ふるところを印して堅うし　十七 斯して人にその惡き業を離れしめ、傲慢を人の中より除き　十八 人の魂靈を護りて墓に至らしめず、人の生命を護りて劍にほろびざらしめたまふ　十九 人床にありて疼痛に攻られ、その骨の中に絕ず戰鬪のあるあり　二十 [ル]その氣食物を厭ひ、その魂靈うまき物をも嫌ふ　二一 その肉は瘦おちて見えず、その骨は見えざりし者までも顯露になり　二二 その魂靈は墓に近より、その生命は滅ぼす者に近づく　二三 しかる時にもし彼とともに一箇の使者あり、千の中の一箇にして中保となり、正しき道を人に示さば　二四 神かれを憫れみて言たまはん彼を救ひて墓にくだること無らしめよ、我すでに收贖の物を得たりと　二五 その肉は小兒の肉よりも瑞々しくなり、その若き時の形狀に歸らん　二六 かれ若し神に禱らば神これを顧りみ、彼をしてその御面を喜こび見ることを得せしめたまはん、神は人の正義に報をなしたまふべし　二七 かれ人の前に歌ひて言ふ、[ヲ]我は罪を犯し、正しきを枉たり、然ど報を蒙らず　二八 [ワ]神わが魂靈を贖ひて墓に下らしめず、わが生命光

ロ 伯九〇卅四、卅五、十三〇廿一
ハ 伯九〇卅四、十三〇廿一
ニ 伯九〇十七、十〇七、十一〇四、十六〇十七、廿七〇五、廿九〇十四、卅一〇十
ホ 伯十三〇廿四、十六〇九、十九〇十一
ヘ 伯十三〇廿七、十四〇十六、卅一〇四
ト 賽四十五〇九
チ 伯四十〇五 詩六十二〇十一
リ 民十二〇六 伯四〇十三
ヌ 伯卅六〇十、十五
ル 詩百七〇十八
ヲ 母下十二〇十三 路十五〇廿一 箴廿八〇十三 約壹一〇九
ワ 賽卅八〇十七

明を見ん　二九 そもそも神は是等のもろ〳〵の事をしば〳〵人におこなひ　三十 [カ]その魂靈を墓より牽かへし生命の光明をもて彼を照したまふ　三一 ヨブよ耳を傾むけて我に聽け、請ふ默せよ、我かたらん　三二 なんぢもし言ふべきことあらば我にこたへよ、請ふ語れ、我なんぢを義とせんと欲すればなり　三三 [ヨ]もし無ば我に聽け、請ふ默せよ、我なんぢに智慧を敎へん

第三十四章

一 エリフまた答へて曰く　二 なんぢら智慧ある者よ我言を聽け、知識ある者よ我に耳を傾むけよ　三 [イ]口の食物を味ふがごとく耳は言語を辨まふ　四 われら自ら是非を究め、われらもろともに善惡を明らかにせん　五 それヨブは言ふ[ロ]我は義し、[ハ]神われに正しき審判を施こしたまはず　六 [ニ]われは義しかれども僞る者とせらる、我は愆なけれどもわが身の矢創愈がたしと　七 何人かヨブのごとくならん[ホ]彼は罵詈を水のごとくに飮み　八 惡き事を為す者等と交はり、惡人とともに歩むなり　九 すなはち彼いへらく、[ヘ]人は神と親しむとも身に益なしと　十 然ばなんぢら心ある人々よ我に聽け、[ト]神は惡を為すこと決めて無く、全能者は不義を行なふこと決めて無し　十一 却つて人の所為をその身に報い、人をしてその行為にしたがひて獲るところあらしめたまふ　十二 [チ]かならず神は惡き事をなしたまはず[リ]全能者は審判を枉たまはざるなり　十三 たれかこの地を彼に委ねし者あらん、誰か全世界を定めし者あらん　十四 神もしその心を己にのみ用ゐ、[ヌ]その靈と氣息とを己に收回したまはば　十五 もろもろの血肉ことごとく亡び[ル]人も亦塵にかへるべし　十六 なんぢもし曉ることを得ば請ふ我に聽け、わが言詞の聲に耳を側だてよ　十七 [ヲ]公義を惡む者あに世ををさむることを得んや、なんぢあに至義き者を惡しとすべけんや　十八 [ワ]王たる者にむかひて汝は邪曲なりと言ひ、牧伯たる者にむかひて汝らは惡しといふべけんや　十九 まして[カ]君王たる者をも偏視ず貧しき者に超て富る者をかへりみるごとき事

カ 伯卅三〇廿八
ヨ 詩卅四〇十一
イ 伯六〇卅、十二〇十一
ロ 伯卅三〇九
ハ 伯廿七〇二
ニ 伯九〇十七
ホ 伯十五〇十六
ヘ 伯九〇廿二、廿三、卅、卅五〇三 馬三〇十四
ト 創十八〇廿五 申卅二〇四 代下十九〇七 伯八〇三、卅六〇廿三 詩九十二〇十五 羅九〇十四
チ 詩六十二〇十二 箴廿四〇十二 耶卅二〇十九 結卅三〇廿 太十六〇廿七 羅二〇六 哥後五〇十 彼前一〇十七 默廿二〇十二
リ 伯八〇三
ヌ 詩百四〇廿九
ル 創三〇十九 傳十二〇七
ヲ 創十八〇廿五 母下廿三〇三
ワ 出廿二〇廿八
カ 申十〇十七 代下十九〇七 徒十〇卅四 羅二〇十一 加二〇六 弗六〇九 西三〇廿五 彼前一〇十七

をせざる者にむかひてをや斯爲たまふは[ヨ]彼等ミな同じくその御手の作るところなればなり 二十 彼らは瞬く時間に死に、民は[タ]夜の間に滅びて消失せ、力ある者も人手によらずして除かる 二一 それ[レ]神の目は人の道の上にあり、神は人の一切の歩履を見そなはす 二二 [ソ]惡を行なふ者の身を匿すべき黒暗も無く死蔭も无し 二三 神は人をして審判を受しむるまでに長くその人を窺がふに及ばず 二四 [ツ]權勢ある者をも査ぶることを須ゐずして打ほろぼし他の人々を立て之に替たまふ 二五 かくのごとく彼らの爲所を知り、夜の間に彼らを覆へしたまへば彼らは乃て滅ぶ 二六 人の觀るところにて彼等を惡人のごとく撃たまふ 二七 是は彼ら背きて之に[子]從がは[ナ]ずその道を全たく顧ざるに因る 二八 かれら是のごとくして遂に[ラ]貧しき者の號呼を彼の許に達らしめ[ム]患難者の號呼を彼に聽しむ 二九 かれ平安を賜ふ時には誰か惡しと言ふことをえんや、彼面をかくしたまふ時には誰かこれを見るを得んや、一國における一人におけるも凡て同じ、 三十 かくのごとく邪曲なる者をして世を治むること無らしめ、[ウ]民の機檻となることなからしむ 三一 人は宜しく神に申すべし我は[井]已に懲しめられたり再度惡き事を爲じ 三二 わが見ざる所は請ふ我にをしへたまへ、我もし惡き事を爲たるならば重ねて之をなさじと 三三 かれ豈なんぢの好むごとくに應報をなしたまはんや然るに汝はこれを咎む、然ばなんぢ自らこれを選ぶべし我は爲じ、汝の知るところを言へ 三四 心ある人々は我に言ん我に聽ところの智慧ある人々は言ん 三五 [ノ]ヨブの言ふ所は辨知なし、その言語は明哲からずと 三六 ねがはくはヨブ終まで試みられんことを其は惡き人のごとくに應答をなせばなり 三七 まことに彼は自己の罪に愆を加へわれらの中間にありて手を拍ちかつ言語を繁くして神に逆らふ

第三十五章

一 エリフまた答へて曰く、 二 なんぢは言ふ我が義しきは神に愈れりと、なんぢ之を正しと

ヨ 伯卅一〇十五
タ 出十二〇廿九、卅
レ 代下十六〇九 伯卅一〇四 詩卅四〇十五 箴五〇廿六、十五〇三 耶十六〇十七、卅二〇十九
ソ 詩百卅九〇十二 歷九〇、二、三 來四〇十三
ツ 但二〇廿一
子 母上十五〇十一
ナ 詩廿八〇五 賽五〇十一
ラ 伯卅五〇九 雅五〇四
ム 出廿二〇廿三
ウ 王上十二〇廿八、卅
井 但九〇七至十四
ノ 伯卅五〇十六

おもふや、 三 すなはち[イ]汝いへらく、是は我に何の益あらんや、罪を犯すに較ぶれば何の愈るところか有んと 四 われ言語をもて汝およびなんぢにそへる[ロ]汝の友等に答へん 五 [ハ]天を仰ぎて見よ、汝の上なる高き空を望め 六 なんぢ罪を犯すとも[ニ]神に何の害か有ん、愆を熾んにするとも神に何を爲えんや 七 [ホ]なんぢ正義かるとも神に何を與るを得んや、神なんぢの手より何をか受たまはん 八 なんぢの惡は只なんぢに同じき人を損ぜん而已、なんぢの善は只人の子を益せんのみ 九 [ヘ]暴虐の甚はだしきに因て叫び、權勢ある者の腕に壓れて呼むる人々あり 十 然れども一人として[ト]我を造れる神は何處にいますやといふ者なし、彼は[チ]人をして夜の中に歌を歌ふに至らしめ 十一 [リ]地の獸畜よりも善くわれらを敎へ、空の鳥よりも我らを智からしめたまふ者あり 十二 [ヌ]惡き者等の驕傲ぶるに因て斯のごとく人々叫べども應ふる者あらず 十三 [ル]虚しき語は神かならず之を聽たまはず、全能者これを顧みたまはじ 十四 [ヲ]汝も我かれを見たてまつらずと言といへども審判は神の前にあり、この故に汝かれを待べきなり 十五 今かれ震怒をもて罰することを爲ず、罪愆を深く心に留たまはざる（が如くなる）に因て 十六 [ワ]ヨブ口を啓きて虚しき事を述べ無知の言語を繁くす

第三十六章

一 エリフまた言詞を繼て曰く 二 暫らく我に容せ我なんぢに示すこと有ん、尚神のために言ふべき事あればなり 三 われ廣くわが知識を取り我の造化主に正義を歸せんとす 四 わが言語は眞實に虚僞ならず知識の完全き者なんぢの前にあり 五 視よ神は權能ある者にましませども何をも藐視めたまはず、[イ]その了知の能力は大なり 六 惡き者を生し存ず、艱難者のために審判を行ひたまふ 七 [ロ]義しき者に目を離さず、[ハ]位にある王等とともに永遠に坐せしめて之を貴くしたまふ 八 [ニ]もし彼ら鏈索に繫がれ、艱難の縄にかゝる時は 九 彼らの所行と愆尤とを示してその驕れるを知せ 十 [ホ]彼らの耳を開きて敎を容しめ、かつ惡を離れ

イ 伯廿一〇十五、卅四〇九、卅四〇九
ロ 伯卅四〇八
ハ 伯廿二〇十二
ニ 箴八〇卅六 耶七〇十九
ホ 伯廿二〇二、三 詩十六〇二 箴九〇十二 羅十一〇卅五
ヘ 出二〇廿三 伯卅四〇廿三
ト 賽五十一〇十三
チ 詩四十二〇八、七十七〇六、百四十九〇五 徒十六〇廿五
リ 詩九十四〇十二
ヌ 箴十〇廿九
ル 伯廿七〇九 箴十五〇廿九 賽一〇十五 耶十一〇十一
ヲ 伯九〇十一
ワ 伯卅四〇卅五、卅七、卅八
〇二

イ 伯九〇四、十二〇十三、十六、卅七〇廿三 詩九十九〇四
ロ 詩卅三〇十八、卅四〇十五
ハ 詩百十三〇八
ニ 詩七〇十
ホ 伯卅三〇十六、廿三

ヘ 伯廿一〇十三　賽一〇十九、廿
ト 羅二〇五
チ 伯十五〇卅二、廿二〇十六　詩五十五〇廿三
リ 詩十八〇十九、卅一〇八、百十八〇五
ヌ 詩廿三〇五
ル 詩卅六〇八
ヲ 詩四十九〇七
ワ 箴十一〇四
カ 詩六十六〇十八
ヨ 來十一〇廿五
タ 賽四十〇十三、十四　羅十一〇卅四　哥前二〇十六
レ 伯卅四〇十三
ソ 伯卅四〇十
ツ 詩九十二〇五　默十五〇三
子 哥前十三〇十二
ナ 詩九十〇二、百二〇廿四、廿七　來一〇十二
ラ 詩百四十七〇八
ム 箴三〇廿
ウ 伯卅七〇三
井 伯卅七〇十三、卅八〇廿三
ノ 詩百卅六〇廿五　徒十四〇十七
オ 詩百四十七〇八
ク 王上十八〇四十一、四十五

て歸れよと彼らに命じたまふ　十一 もし彼ら聽したがひて之に事へなば繁昌てその日を送り、樂しくその年を渉らん　十二 若かれら聽したがはずば刀劍にて亡び、知識を得ずして死なん　十三 しかれども心の邪曲なる者等は忿怒を蓄へ、神に縛しめらるゝとも祈ることを爲ず　十四 かれらは年わかくして死亡せ、男娼とその生命をひとしうせん　十五 神は艱難者を艱難によりて救ひ、之が耳を虐遇によりて開きたまふ　十六 然ば神また汝を狹きところより出して狹からぬ廣き所に移したまふならん、而して汝の席に陳ぬる物は凡て肥たる物ならん　十七 今は惡人の鞫罰なんぢの身に充り、審判と公義となんぢを執ふ　十八 なんぢ忿怒に誘はれて嘲笑に陷いらざるやう愼しめよ、收贖の大なるが爲に自ら誤まるなかれ　十九 なんぢの號叫なんぢを艱難の中より出さんや、如何に力を盡すとも所益あらじ　二十 世の人のその處より絕るゝ其夜を慕ふなかれ　二一 愼しみて惡に傾むくなかれ、汝は艱難よりも寧ろ之を取んとせり　二二 それ神はその權能をもて大いなる事を爲したまふ、誰か能く彼のごとくに敎誨を垂んや　二三 たれか彼のためにその道を定めし者あらん、誰かなんぢは惡き事をなせりと言ふことを得ん　二四 なんぢ神の御所爲を讚歎ふることを忘れざれ、これ世の人の歌ひ崇むる所なり　二五 人みな之を仰ぎ觀る、遠き方より人これを視たてまつるなり　二六 神は大いなる者にいまして我儕かれを知たてまつらず、その御年の數も計り知るべからず　二七 かれ水を細かにして引あげたまへば霧の中に滴たり出て雨となるに　二八 雲これを降せて人々の上に沛然に灌ぐなり　二九 たれか能く雲の舒展る所以またその幕屋の響く所以を了知んや　三十 視よ彼その光明を自己の周圍に繞らし、また海の底をも蔽ひたまひ　三一 これらをもて民を鞫きまた是等をもて食物を豐饒に賜ひ　三二 電光をもてその兩手を包みその電光に命じて敵を擊しめたまふ　三三 その鳴聲かれを顯はし、家畜すらも彼の來ますを知らすなり

イ 詩廿七〇三、六十八〇卅三
ロ 伯五〇九、九〇十、卅六〇廿六　默十五〇三
ハ 詩百四十七〇十六、十七
ニ 詩百九〇廿七
ホ 詩百四〇廿二
ヘ 伯卅八〇廿九、卅　詩百四十七〇十七、十八
ト 詩百四十八〇八
チ 出九〇十八、廿三　母上十二〇十八、十九　喇十〇九
伯卅六〇卅一
リ 伯卅八〇廿六、廿七
ヌ 母下廿一〇十　王下十八〇四十五
ル 詩百十一〇二
ヲ 伯卅六〇廿九
ワ 伯卅六〇四
カ 創一〇六　賽四十四〇廿四
ヨ 提前六〇十六
タ 伯卅六〇五
レ 太十〇廿八
ソ 太十一〇廿五　哥前一〇廿六

第三十七章

一 之がためにわが心わなゝき、その處を動き離る　二 神の聲の響およびその口より出る轟聲を善く聽け　三 これを天が下に放ち、またその電光を地の極にまで至らせたまふ　四 その後聲ありて打響き、彼威光の聲を放ちて鳴わたりたまふ、その御聲を聞えしむるに當りては電光を押へおきたまはず　五 神奇しくも御聲を放ちて鳴わたり、我儕の知ざる大なる事を行なひたまふ　六 かれ雪にむかひて地に降れと命じたまふ雨すなはちその權能の大雨にも亦しかり　七 斯かれ一切の人の手を封じたまふ、是すべての人にその御工事を知しめんがためなり　八 また獸は穴にいりてその洞に居る　九 南方の密室より暴風きたり、北より寒氣きたる　十 神の氣吹によりて氷いできたり、水の寬狹くせらる　十一 かれ水をもて雲に搭載せまた電光の雲を遠く散したまふ　十二 是は彼の導引によりて週る、是は彼の命ずるところを盡く世界の表面に爲さんがためなり　十三 その之を來らせたまふは或は懲罰のため、あるひはその地のため、或は恩惠のためなり　十四 ヨブよ是を聽け、立て神の奇妙き工作を考がへよ　十五 神いかに是等に命を傳へその雲の光明をして輝やかせたまふか汝これを知るや　十六 なんぢ雲の平衡知識の全たき者の奇妙き工作を知るや　十七 南風によりて地の穩かになる時なんぢの衣服は熱くなるなり　十八 なんぢ彼とともに彼の堅くして鑄たる鏡のごとくなる穹蒼を張ることを能せんや　十九 われらが彼に言ふべき事を我らに敎へよ、我らは暗昧して言詞を列ぬること能はざるなり　二十 われ語ることありと彼に告べけんや人あに滅ぼさるゝことを望まんや　二一 人いま雲霄に輝やく光明を見ること能はず、然ど風きたりて之を吹淸む　二二 北より黃金いできたる、神には畏るべき威光あり　二三 全能者はわれら測りきはむることを得ず、彼は能おほいなる者にいまし審判をも公義をも枉たまはざるなり　二四 この故に人々かれを畏る、彼はみづから心に有智とする者をかへりみたまはざるなり

第三十八章

一 玆にヱホバ大風の中よりヨブに答へて宣まはく 二 無智の言詞をもて道を暗からしむる此者は誰ぞや 三 なんぢ腰ひきからげて丈夫のごとくせよ、我なんぢに問ん、汝われに答へよ 四 地の基を我が置たりし時なんぢは何處にありしや、汝もし頴悟あらば言へ 五 なんぢ若知んには誰が度量を定めたりしや、誰が準繩を地の上に張たりしや 六 その基は何の上に奠れたりしや、その隅石は誰が置たりしや 七 かの時には晨星あひともに歌ひ、神の子等みな歡びて呼はりぬ 八 海の水ながれ出で、胎內より涌いでし時誰が戶をもて之を閉こめたりしや 九 かの時われ雲をもて之が衣服となし、黑暗をもてこれが襁褓となし 十 これに我法度を定め關および門を設けて 十一 曰く此まで來るべし此を越べからず、汝の高浪ここに止まるべしと 十二 なんぢ生れし日より以來朝にむかひて命を下せし事ありや、また黎明にその所を知しめ 十三 これをして地の縁を取へて惡き者をその上より振落さしめたりしや 十四 地は變りて土に印したるごとく成り、諸の物は美しき衣服のごとくに顯はる 十五 また惡人はその光明を奪れ、高く擧たる手は折る 十六 なんぢ海の泉源にいたりしことありや、淵の底を歩みしことありや 十七 死の門なんぢのために開けたりしや、汝死蔭の門を見たりしや 十八 なんぢ地の廣を看きはめしや、若これを盡く知ば言へ 十九 光明の在る所に往く路は孰ぞや、黑暗の在る處は何處ぞや 二十 なんぢ之をその境に導き得るや、その家の路を知をるや 二一 なんぢ之を知ならん汝はかの時すでに生れをり、また汝の經る日の數も多ければなり 二二 なんぢ雪の庫にいりしや、雹の庫を見しや 二三 これ我が艱難の時のために蓄へ、戰爭および鬪擊の日のために蓄へ置くものなり 二四 光明の發散る道、東風の地に吹わたる所の路は何處ぞや 二五 誰が大雨を灌ぐ水路を開き雷霆の光の過る道を開き 二六 人なき地にも人なき荒野にも雨を降し 二七 荒かつ廢れたる處々を潤ほし、かつ若菜蔬を

イ 出十九〇十六、十八　王上十九〇十一　結一〇四　拿一〇三
ロ 提前一〇七
ハ 伯卅四〇卅五、四十二〇三
ニ 伯四十〇七
ホ 詩百四〇五　箴八〇廿九、卅〇四
ヘ 伯一〇六
ト 創一〇九　詩卅三〇七、百四〇九　箴八〇廿九　耶五〇廿二
チ 詩八十九〇九、九十三〇四
リ 詩七十四〇十六、百四十八〇五
ヌ 詩百四〇卅五
ル 伯十八〇五
ヲ 詩十〇十五
ワ 詩七十七〇十九
カ 詩九〇十三
ヨ 詩百卅五〇七
タ 出九〇十八　書十〇十一　賽卅〇卅　結十三〇十一、十三　默十六〇廿一
レ 伯廿八〇廿六
ソ 詩百七〇卅五

生出しむるや 二八 雨に父ありや、露の珠は誰が生る者なるや 二九 氷は誰が胎より出るや、空の霜は誰が產むところなるや 三十 水かたまりて石のごとくに成り、淵の面こほる 三一 なんぢ昴宿の鏈索を結びうるや、參宿の繫繩を解うるや 三二 なんぢ十二宮をその時にしたがひて引いだし得るや、また北斗とその子星を導びき得るや 三三 なんぢ天の常經を知るや、天をして其權力を地に施こさしむるや 三四 なんぢ聲を雲に擧げ滂沛の水をして汝を掩はしむるを得るや 三五 なんぢ閃電を遣はして往しめ、なんぢに答へて我儕は此にありと言しめ得るや 三六 胸の中の智慧は誰が與へし者ぞ、心の內の聰明は誰が授けし者ぞ 三七 たれか能く智慧をもて雲を數へんや、たれか能く天の瓶を傾むけ 三八 塵をして一塊に流れあはしめ土塊をしてあひかたまらしめんや 三九 なんぢ牝獅子のために食物を獵や、また小獅子の食氣を滿すや 四十 その洞穴に伏し、森の中に隱れ伺がふ時なんぢこの事を爲うるや 四一 また鴉の子神にむかひて呼はり、食物なくして徘徊る時鴉に餌を與ふる者は誰ぞや

第三十九章

一 なんぢ岩間の山羊が子を產む時をしるや、また麀鹿の產に臨むを見しや 二 なんぢ是等の在胎の月を數へうるや、また是等が產む時を知るや 三 これらは身を鞠めて子を產みその痛苦を出す 四 またその子は強くなりて野に育ち、出ゆきて再たびその親にかへらず 五 誰が野驢馬を放ちて自由にせしや、誰が野驢馬の繫縛を解しや 六 われ野をその家となし、荒地をその住所となせり 七 是は邑の喧閙を賤しめ、馭者の呼號を聽いれず 八 山を走まはりて草を食ひ、各種の青き物を尋ぬ 九 兕肯て汝に事へ、なんぢの飼草槽の傍にとゞまらんや 十 なんぢ兕に綱附て阡陌をあるかせ得んや、是あに汝にしたがひて谷に馬耙を牽んや 十一 その力おほいなればとて汝これに恃まんや、またなんぢの工事をこれに任せんや 十二 なんぢこれに

ツ 詩百四十七〇八　耶十四〇廿二
子 詩百四十七〇十六
ナ 伯卅七〇十
ラ 伯九〇九　亞五〇八
ム 耶卅一〇卅五
ウ 伯卅二〇八　詩五十一〇六　傳二〇廿六
井 詩百四〇廿一、百四十五〇十五
ノ 詩百四十七〇九　太六〇廿六
イ 詩廿九〇九
ロ 伯廿四〇五　耶二〇廿四　何八〇九
ハ 民廿三〇廿二　申卅三〇十七

たよりて已が穀物を運びかへらせ之を打禾場にあつめしめんや　十三 駝鳥は歡然にその翼を鼓ふ、然どもその羽と毛とはあに鶴にしかんや　十四 是はその卵を土の中に棄おき、これを砂の中にて煖たまらしめ　十五 足にてそれ潰さるべきと、野の獸のこれを踐むべきとを思はず　十六 [ニ]これはその子に情なくして宛然おのれの子ならざるが如くし、その劬勞の空しくなるも繫念ところ無し　十七 是は神これに智慧を授けず[ホ]頴悟を與へざるが故なり　十八 その身をおこして走るにおいては馬をもその騎手をも嘲けるべし　十九 なんぢ馬に力を與へしや、その頸に勇ましき鬣を粧はひしや　二十 なんぢ之を蝗蟲のごとく飛ばしむるや、その嘶なく聲の響は畏るべし　二一 谷を跑爬て力に誇り、身ら進みて兵士に向ふ　二二 懼るゝことを笑ひて驚ろくところ無く、劍にむかふとも退ぞかず　二三 矢筒その上に鳴り、鎗に矛あひきらめく　二四 猛りつ狂ひつ地を一呑にし、喇叭の聲鳴わたるも立どまる事なし　二五 喇叭の鳴ごとにハーハーと言ひ遠方より戰鬪を嗅つけ、將帥の大聲および吶喊聲を聞る　二六 鷹の飛かけり、その羽翼を舒て南に向ふは豈なんぢの智慧によるならんや　二七 鷲は翔のぼり、高き處[ヘ]に巢を營むは豈なんぢの命令に依んや　二八 これは岩の上に住所を構へ、岩の尖所または嶮峻き所に居り　二九 其處よりして攫むべき物をうかゞふ、その目のおよぶところ遠し　三十 その子等もまた血を吸ふ[ト]、凡そ殺されし者あるところには是そこに在り

第四十章

一 ヱホバまたヨブに對へて言たまはく　二 非難する者ヱホバ[イ]と爭らそはんとするや、神と論ずる者これに答ふべし　三 ヨブ是においてヱホバに答へて曰く　四 [ロ]鳴呼われは賤しき者なり、何となんぢに答へまつらんや[ハ]唯手をわが口に當んのみ　五 われ已に一度言たり、復いはじ　已に再度せり重ねて述じ　六 [ニ]是においてヱホバまた大風の中よりヨブに應へて言たまはく　七 [ホ]なんぢ腰ひきからげて丈夫のごとくせよ、[ヘ]我なんぢに問ん、なんぢ我にこたへよ

ニ 哀四〇三
ホ 伯卅五〇十一
ヘ 耶四十九〇十六　阿四〇
ト 太廿四〇廿八　路十七〇卅七
イ 伯卅三〇十三
ロ 創九〇六　伯四十二〇六　詩五十一〇四
ハ 伯廿九〇九　詩卅九〇九
ニ 伯卅八〇一
ホ 伯卅八〇三
ヘ 伯四十二〇四

八 [ト]なんぢ我審判を廢んとするや我を非として自身を是とせんとするや　九 なんぢ神のごとき腕ありや、[チ]神のごとき聲をもて轟きわたらんや　十 されば なんぢ威光と尊貴とをもて自ら飾り、榮光と華美とをもて身に纒へ　十一 なんぢの溢るゝ震怒を洩し、[リ]高ぶる者を視とめて之をこと〴〵く卑くせよ　十二 すなはち高ぶる者を見てこれを盡く鞠ませ、また惡人を立所に踐つけ　十三 これを塵の中に埋め、これが面を隱れたる處[ヌ]に閉こめよ　十四 さらば我もなんぢを讃てなんぢの右の手なんぢを救ひ得ると爲ん　十五 今なんぢ我がなんぢとともに造りたりし河馬を視よ、是は牛のごとく草を食ふ　十六 觀よその力は腰にあり、その勢力は腹の筋にあり　十七 その尾の搖く樣は檜樹のごとく、その腿の筋は彼此に盤互ふ　十八 その骨は銅の管のごとく、その肋骨は鐵の棒のごとし　十九 これは神の工の第一なる者にして之を造りし者これに劍を賦けたり　二十 山もこれがために食物を產出し、もろ〳〵の野獸そこに遊ぶ　二一 これは蓮の樹の下に臥し葦の中または沼の裏に隱れをる　二二 [ル]蓮の樹その蔭をもてこれを覆ひまた河の柳これを環りかこむ　二三 たとひ河荒くなるとも驚ろかず、ヨルダンその口に注ぎかゝるも惶てず　二四 その目の前にて誰か之を執ふるを得ん誰か羂をその鼻に貫ぬくを得ん

第四十一章

一 なんぢ鉤をもて鱷[イ]を釣いだすことを得んや、その舌を糸にひきかくることを得んや　二 なんぢ葦の繩をその鼻に通し、また鉤をその齶に衝とほし得んや　三 是あに頻になんぢに願ふことをせんや、[ロ]柔かになんぢに言談んや　四 あに汝と契約を爲んや、なんぢこれを執て永く僕と爲しおくを得んや　五 なんぢ鳥と戯むるゝ如くこれとたはむれ、また汝の婦女等のために之を繫ぎおくを得んや　六 また漁夫の社會これを商貨と爲して商賈人の中間に分たんや　七 なんぢ漁叉をもてその皮に滿し、魚矛をもてその頭を

ト 詩五十一〇四　羅三〇四
チ 伯卅七〇四　詩廿九〇三、四
リ 詩九十三〇一、百四〇一
ヌ 賽二〇十二　但四〇卅七
ル 詩百四〇十四
イ 詩百四〇廿六　賽廿七〇一
ロ 賽卅七〇廿九